

平成28年度第1回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

平成28年度第1回公共調達監視委員会を平成28年6月21日（火）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 平成28年1月1日～平成28年3月31日

2 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

平成28年6月14日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が平成28年1月1日から3月31日の間の契約締結案件9件を審議した結果、全案件について、適正な処理であると判断しました。

3 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員より、対象期間は平成28年1月1日から平成28年3月31日まで、対象案件11件の全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

4 対象案件の審議

対象案件11件は競争入札8件、随意契約3件によるもので、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

委員 競争入札「物品購入契約」について、廃棄代、処分料も入っているのですか。

局 廃棄代、処分料も一緒に入っております。

委員 競争入札「物品購入5番」の官用車交換購入契約についても、予定価格に廃棄、処分料は入っているのですか。

局 処分料も一緒に入っております。

委員 「物品購入契約」で、更新については、前あったもの、廃棄するものに適用する同じグレードのものを選定しているのですか。基本的に。たとえば、イスの場合、布張り、ビニールレザー、革張り等色々ありますが、グレードは基本的に前のと同じものを調達するということですね。

局 そうです。

委員 一つ気になるのですが、物品契約で、同じ会社が複数落札されており、とにかく目につく感じですよ。たまたまと言う感じですか。意味はないでしょうか。

局 意味はありません。たまたまです。

委員 応札が7社のところは、そちらの方が安かったということですね。

局 はい、そうです。

委員 入札役務1番 廃棄するパソコンがありますが、データはどうなるのですか。

局 業者が確実に廃棄します。

セキュリティポリシーの関係で、もともとデータを保存しない指示を受けており、使用中でも、データは保存しない。パソコン本体に保存せず、サーバーに保存。今回

の契約に対しては、速やかにハードデスクはハンマーを入れ壊す契約になっています。

委員 その確認書は、徴しておられますか。

局 はい。確認書を徴しております。

委員 廃棄ですね。

皆さん、パソコンを使用されていますが、その中にはデータが蓄積保存されていないわけですか。

局 基本的に、保存していません。システムによっては、ログオフすると自動的に消去されるものもあります。

委員 皆さんが、色んな方法でデータを保存している。

局 その点につきましては、専用のサーバーが労働局にありまして、そちらに保存。

委員 サーバーに直接保存されている。

局 個人情報については、そこにも保存しない。

場合によっては、外部媒体USB等必要な場合、使用の指示を受けています。

委員 随意契約物品1 ゼンリン地図、割引価格で購入となっており、予定価格についても割引価格が記載されているとの理解でいいでしょうか。その場合、どの程度の割引になっているのですか。

局 1割引きです。

委員 1割引き、契約130万円と言うと、13万円位。割引価格前になると、14～15万円の割引と言うことですか。

局 はい、そうです。

委員 冊子が、よいのでしょうか。100冊位あると思いますが。

局 パソコンで検索ができると思います。労働局、監督署等では、非常に多くの個人情報を取り扱っており、そのパソコンをインターネットに接続してはいけないと、1年前に指示され、年金事務所関係で情報漏えいが発生したことで、労働局もそのため、インターネットへの接続が出来なくなっております。唯一、1台だけインターネット接続されている現状では、なかなかインターネットで地図を見ることはできません。また、パソコンを出張で持ち出すことも制約されており、冊子の方が良い。

ゼンリン地図は、ビル入居状況、各階の状況の確認ができる。

委員 ゼンリン地図はネット対応していると思ったのと、冊子の場合、大判でかさばるうえ、保管場所に困ると思ったが、インターネットが使用できない現状であれば、購入についてもわかりました。

5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

6 閉会